



健康

交通事故（第三者行為）で被保険者証を使用する場合は届出が必要です！

交通事故など、第三者（加害者）が原因で治療を受けることになった場合で、被保険者証を使用し治療を受ける場合は、「第三者行為による傷病届」が必要です。

※無免許運転・飲酒運転など重大な違反や犯罪を犯した場合は除く。

用意するもの 国民健康保険被保険者証・免許証・印鑑・相手方の連絡先と加入保険などのメモ

## 提出書類

- ・ 第三者の行為による傷病届
- ・ 念書（被保険者側）
- ・ 誓約書（相手側）（後日でも可）
- ・ 事故発生状況報告書
- ・ 交通事故証明書（後日でも可）

## 届出先

市民課国民健康保険係

## 【医療費負担は加害者の責任】

第三者行為による医療費は、

本来加害者が負担すべきものです。被保険者証を使用し治療を受けた場合、国民健康保険で加入者の医療費を一時的に立て替え、あとから加害者に費用を請求することになります。

## 【示談をする前に】

示談を済ませてしまうと、医療費を加害者に請求できなくなる場合があります。示談の前に、必ずご相談ください。

申・問 市民課国民健康保険係

☎(80) 1143

## 医療費通知を確認しましょう！

市では、医療機関で受診された国民健康保険の被保険者に医療費通知を年4回送付しています。今月中旬頃、医療費通知を送付予定です。この医療費通知は、一人ひとり

## 国保ミニミニ話⑥

薬のもらいすぎを  
していませんか

必要以上に薬をもらいすぎていませんか。

薬をもらいすぎることは、医療費の増加の原因の一つです。すでに服用している薬と同じような種類の薬をもらうことは、薬代がかさむだけでなく、飲み合わせなどの副作用で体に悪い影響を及ぼしてしまうこともあります。薬が余っているときは医師や薬剤師に相談しましょう。

また、ジェネリック医薬品を上手に利用することも医療費の節約の一つになります。

ジェネリック医薬品とは「後発医薬品」とも呼ばれ、新薬の独占販売期間が終了した後に販売が許可される医療用医薬品で、開発費が抑えられている分、新薬より価格が安いというメリットがあります。

すべての医薬品にジェネリック医薬品が存在するわけではなく、新薬しかない薬もあります。また、ジェネリック医薬品は有効成分が新薬と同じでも、その他の添加剤はメーカーごとに微妙に違い、他の薬などとの飲み合わせが変わってくることもあります。

ジェネリック医薬品の利用を希望する場合は、まず医師に相談し、その選択や使用法については薬剤師と相談しましょう。

が自分の健康管理を十分心がけるとともに、適正な保険診療を受けていただくための目安として送付しているものです。

また、受診している皆さんにコスト意識を持っていただくことで、医療費の抑制効果や、医療費の不正請求などに対する心理的な抑制効果があり、財政の健全化に役立ちます。

## ◆医療費通知の記載内容

診療を受けた医療機関名・診療日数（回数）・医療費の総額・窓口での自己負担額などを記載しています。（自由診療や差額ベッド代、その他保険外診療は含まれていません。）

## ◆内容に覚えがない場合

領収書などに見比べ医療機関に確認してください。

※医療費通知は、確定申告時の医療費控除の証明書として使用できません。

※窓口負担額欄は、1円単位で記載されていますが、実際に支払われた額は10円未満を四捨五入した額になります。

問 市民課国民健康保険係

☎(80) 1143



## 子育て

### 成東学童クラブ説明会を開催

平成25年度に成東学童クラブ（成東小学校）の利用を希望される方を対象に説明会を開催しますので、利用を希望される方は、出席してください。

**日 時** 2月5日(火)

午後6時45分～

**場 所** 市役所裏車庫棟

2階会議室

**対象児童** 成東小学校に就学する

児童で、保護者が就労等に就事しているため、昼間監護を受けられない児童

※説明会時は託児所を開設いたします。

※利用案内および申請書類は、説明会で配付します。

ご不明な点や詳細につきましては左記の問い合わせ先までご連絡ください。

**問** 子育て支援課児童家庭係

☎ 0479(80)8366



## 福祉

### 障害者控除対象者認定書を交付

山武市の要介護認定を受けている65歳以上の本人または、要介護認定者を扶養している人が、所得税や住民税の障害者控除を申告する時に必要な、障害者控除対象者認定書を交付します。該当する人は申請してください。

#### 対象

要介護認定を受けている左記の

| 認定区分  | 障 害 理 由                           | 認 定 基 準                                        |
|-------|-----------------------------------|------------------------------------------------|
| 特別障害者 | 知的障害者<br>(重度) に準ず                 | 主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度がⅣまたはMである方。               |
|       | 寝たきり老人および<br>身体障害者<br>(1級・2級) に準ず | 主治医意見書の障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)がB1、B2、C1またはC2である方。 |
| 障害者   | 知的障害者<br>(軽度・中度) に準ず              | 主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa、Ⅱb、ⅢaまたはⅢbである方。       |

(平成24年12月31日基準日)

表に該当する人です。介護度の低い人は該当しない場合があります。申請時には、対象者と申請者の印鑑、介護保険被保険者証をお持ちください。

※申請書は高齢者福祉課、成東保健福祉センター、各出張所にあります。ホームページにも掲載しておりますのでご利用ください。

※申し込みは1月21日(月)から

#### 対象外

・障害者手帳や療育手帳などをお持ちの人(従来どおり申告時に手帳を提示してください。)

**申・問** 高齢者福祉課介護保険係

☎ 0479(80)8374



## 年金

### 新成人のみなさん、国民年金の加入手続きをしましょう

国民年金は、国が責任をもって運営する公的年金制度です。

日本に住む20歳から60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納付することになります。

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで

重い障害が残ったときや、18歳未満の子を残して父親が亡くなったときなど、人生をサポートします。

学生の方や収入が少なく保険料の納付が困難な場合、「学生納付特例」や「若年者納付猶予」など保険料の支払いを猶予する制度があります。保険料が未納の場合、「障害年金が受け取れない」など、思わぬ事態となりますのでご注意ください。

**問** 市民課高齢者医療年金係

☎ (80)1142

|         | 加 入 者              | 加入手続き   | 保険料の納付                      |
|---------|--------------------|---------|-----------------------------|
| 第1号被保険者 | 学生<br>自営業者など       | 市役所窓口   | 自分で納付<br>20歳になったら忘れずに加入手続きを |
| 第2号被保険者 | 会社員<br>公務員など       | 勤務先     | 勤務先で納付                      |
| 第3号被保険者 | 第2号被保険者に扶養されている配偶者 | 配偶者の勤務先 | なし<br>(配偶者の加入制度が負担)         |